大館市工事検査実施要領

（目的）

第１　この要領は、大館市工事検査規程（平成 20 年大館市規程第 18 号。以下「規程」という。）第４条の規定に基づき、工事の検査を実施するために必要な事項を定めるものとする。

（検査の要領）

第２　検査は、原則として実測によるものとし、秋田県が定める「工事検査の基準」により行うものとする。

（検査の区分）

第３　規程第５条に規定する検査員の検査を行う区分は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、当該検査員以外の検査員に検査を行わせることができる。

一　１件の契約額が 200 万円を超える検査については、規程第５条第１号の検査員（以下「専任検査員」という。）が行う。

二　１件の契約額が 200 万円以下の検査については、規程第５条第２号の検査員（以下「指定検査員」という。）が行う。

三　専任検査員に対し検査業務が一時に集中し、検査を速やかに行うことができないときは、契約検査課長は工事担当課長と協議のうえ指定検査員に検査を行わせることができるものとする。

（検査の時期及び依頼）

第４　工事担当課長は、専任検査員の検査を要する工事について、規程第６条に規定する検査の時期において、完成確認のうえ遅滞なく、工事検査執行依頼書（様式第１号）を契約検査課長に提出するものとする。

２　中間検査で、専任検査員に検査依頼する場合は、様式第１号により行うものとする。

３　中間検査は、完成後では出来形、品質の適否を容易に確認し難い工事又は完成後では手直しが著しく困難と思われる重要構造物について実施する。ただし、監督職員が実施する段階確認をもってこれに代えることができる

４　契約検査課長は、第１項の工事検査執行依頼書を受理したときは、工事検査執行書（様式第２号）により通知するものとする。

（関係者）

第５　規程第７条第１項の「工事の施工に係る関係者」とは、次の者をいう。

一　工事責任者及び現場担当責任者

二　工事監督職員

（検査に対する準備）

第６　規程第７条第２項の「検査上必要な機械器具、帳簿等」とは、別表第１に掲げるものをいう。

（検査後の措置）

第７　契約検査課長は、規程第８条の規定における改善を要する事項については、軽易なものを除き工事担当課長と協議するものとし、その結果に基づき指示書（様式第３号）により指示するものとする。指示を受けた工事担当課長は必要な措置を講ずるものとする。

２　検査員は、手直しに要する部分の内容が軽易であると認めた場合は、前項の取扱いによらず、検査の際に口頭で指示できるものとする。

３　工事担当課長は、第１項による手直し工事の完了を確認したときは、手直し工事完了報告書（様式第４号）を提出するものとする。

（検査報告書等）

第８　規程第８条に規定する検査報告書等の様式は次のとおりとする。

一　工事検査報告書　様式第５号

二　工事検査結果通知書　様式第６号

三　破壊検査理由通知書　様式第７号

附　則

この要領は、平成20年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、平成26年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、令和７年４月１日から施行する。

別表第１（第６関係）

検査上必要な機械器具及び帳簿

１　機械器具	(1)　水準器、箱尺　(2)　経緯器　(3)　ポール、テープ (4)　スコップ　(5)　ツルハシ　(6)　ハンマー　(7)　鉄矢 (8)　足場ハシゴ　(9)　テストハンマー　(10)　その他
２　諸帳簿	(1)　材料検収簿 (2)　材料の規格、強度試験表及び工事の施工過程と工事量が明瞭に把握できる写真その他 (3)　工事中の測量検査（立会）を立証し得る野帳その他の記録、コンクリート圧縮試験表 (4)　設計図書類（コンクリート調合設計書を含む。） (5)　その他